

学童保育料金表

区 分 1(基本)		保育料月額
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯	0円
B	当該年度の町民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	非課税世帯
C		均等割のみが課税されている世帯
D		所得割が課税されている世帯
<p>備考</p> <p>1.同一世帯から2人以上の児童が学童保育所を利用する場合は、当該利用児童のうち2人目以降の保育料を2分の1とする。</p> <p>2.ひとり親家庭については、保育料を2分の1とする。</p> <p>3.月途中の入退所については、保育料の日割りは行わない。</p>		
区 分 2(長期休暇中のみ利用の方)		保育料額
夏休み期間中のみ		区分1の保育料月額の1.5ヶ月分
冬休み期間中のみ		区分1の保育料月額の0.5ヶ月分
春休み(4月)期間中のみ		
春休み(3月)期間中のみ		